

2023年1月25日

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの2023年1月24日からの大雪による災害等被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

《災害救助法適用に伴う特別措置のご案内》

災害救助法適用地域内にお住いの皆さまを対象に家財保険の継続手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、「災害救助法が適用された日」から最大2ヶ月間猶予させていただきます。この措置をご希望のご契約者様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

《災害救助法の適用地域》

下記に掲載してありますのでご確認ください。

～本件に関するお問い合わせ、ご相談は以下の担当窓口で承っております～

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎15-6

ジック少額短期保険株式会社

電話：0120-849-431 (24時間・自動応答)

災害救助法適用市町村	法適用日	備 考
【鳥取県】 八頭郡智頭町（やずぐんちづちょう）	2023年 1月25（水）	災害救助法施行令 第1条第1項第4 号適用

以上